

山形県公立大学法人理事長の選考に関する細則

平成21年10月24日

理事長選考会議決定

改正 平成26年6月26日

改正 平成29年11月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、山形県公立大学法人理事長の選考及び解任に関する規程（平成21年10月24日理事長選考会議決定。以下「規程」という。）第9条の規程に基づき、理事長の選考手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(選考手続の公示)

第2条 大学ごとに設置する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号に定める事項を理事長候補者受付開始日前に公示しなければならない。

- (1) 理事長候補者の推薦受付期間
- (2) 理事長候補者への立候補の受付期間
- (3) その他必要な事項

2 公示の方法は、公示書を山形県公立大学法人の掲示場に掲出するとともにホームページに掲載してこれを公示するものとする。

3 第1項第1号及び第2号の受付期間は、1週間以上とする。

(理事長候補者の推薦及び立候補)

第3条 規程第3条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号の規定により理事長候補者を推薦しようとする者は、事務局次長を経由のうえ、理事長候補者推薦書（様式第1号）を選考会議にそれぞれ提出しなければならない。

2 規程第3条第1項第4号の規定により理事長候補者に立候補しようとする者は、事務局次長を経由のうえ、立候補届（様式第2号）を選考会議にそれぞれ提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 規程第4条第1項の意思確認は、理事長候補者推薦書（様式第1号）及び立候補届（様式第2号）により行う。

2 規程第4条第2項の意向調査は投票により1回に限り行い、その事務は事務局次長において行う。なお、事務局次長は、意向調査投票日に先立ち予備投票日を設け投票の機会の付与に配慮するものとする。

3 事務局次長は、意向調査の結果を選考会議に報告するものとする。

(選考結果の公表)

第5条 選考会議は、規程第4条第3項の選考結果の通知を行った後、理事長選考結果（意向調査の結果を含む。）をそれぞれ公表するものとする。

附 則

この細則は、平成21年10月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年11月30日から施行する。